

2025年11月17日

東北大学大学院法学研究科学生等支援基金
在外研究報告書

法学研究科長 殿

職名 教授

氏名 桑村裕美子

1. 研究期間：2023年9月1日 ～ 2025年9月22日（2年1ヶ月）
2. 研究場所：ドイツ、ゲーテ（フランクフルト）大学 Goethe-Universität Frankfurt
3. 研究テーマ：デジタル化の進展にともなう労働法上の諸課題に関する比較法的研究
4. 研究報告・研究実績 本期間中、デジタル化によって新たに対応が求められるようになった労働法上の諸課題について、ドイツ・EUの問題状況と議論の動向について調査・分析を行った。 第1に、ドイツではEU指令に基づき制定された公益通報者保護法が2023年7月に施行されたことで、その直後にあたる同年9月以降は公益通報者保護制度の在り方について活発な議論が展開されていた。その動向は、公益通報者保護法の次期改正に向けた議論を行っていた日本（当時）においても示唆に富むものであり、特にデジタル化の観点から公益通報者保護制度やその適用の在り方について検討を行った。具体的には、インターネット上での告発行為の取り扱いや企業内での窓口対応をめぐる実務上の課題について、ドイツ国内で開催された会議や専門家との意見交換、文献調査等で最新の議論状況を把握し、日本と比較する上で必要となる基礎調査を行った。 第2に、デジタル化の進展に伴い可能となったプラットフォーム就労（オンライン・プラットフォーム上で仕事を得て就労する働き方）については、EU指令の制定に向けてEU加盟国内で大きな議論となっており、その制定過程と法的規律の在り方について、ドイツ以外のEU加盟諸国の動向にも注意しながら包括的に調査・分析した。具体的には、プラットフォーム就労者に提供すべき保護の項目とその点に関する指令案の変遷、各国の対立点とその背景、関連するEUおよびドイツ国内の主要判例の内容・評価、国内法化に向けての制度的選択肢に関する学説の議論状況について、文献調査やフランクフルトでの専門家との

意見交換に加え、ドイツの他都市（ゲッティンゲン等）で開催されたシンポジウムに参加して資料収集を行った。

以上の研究は、EU・ドイツ法と日本法を比較することにより新たな知見を得ようとするものであり、2024 年 1 月に日本の問題状況を示しドイツ側と意見交換を行った（口頭発表「Neue Entwicklungen im japanischen Arbeitsrecht」ゲーテ〔フランクフルト〕大学）。また、当該研究者は在外研究期間中に以下の講演を行う機会を得たところ、そこでは専門家と内容に関する議論を行うだけでなく、ドイツの様々な都市（マンハイム、ハンブルク、エアフルト、ゲッティンゲン、ウィーンなど）で活躍する研究者、裁判官、弁護士、労働組合・使用者団体関係者などと交流し、今後の研究の遂行において不可欠な人的ネットワークを形成した。

- ・2024 年 3 月 13 日「Förderung einer diversifizierten Arbeitswelt durch das japanische Arbeitsrecht」ハンブルク・マックスプランク研究所

- ・2024 年 5 月 3 日「Hinweisgeberschutz in Japan - mit kurzen Schlaglichtern auf das deutsche Recht」マンハイム単科大学（Hochschule Mainz）

- ・2024 年 6 月 25 日「Japanese trade unionism and collective bargaining with labour platforms」ハンブルク大学

- ・2025 年 3 月 28 日「Der Einsatz von KI und japanisches Arbeitsrecht - Diskriminierungsrisiko durch KI-Nutzung」ウィーン大学

そこで知り合った研究者らとは、講演会の後も研究交流を続け、ドイツ（および EU）の労働立法のあり方や制度運用に関する有益な情報を得た。今後、在外研究中に得られたこれらの知見を総合し、研究成果の取りまとめを行う予定である。